

山形県は、女性の賃金向上のため、女性の非正規雇用労働者の正社員化を支援します。

## ☑ 賃金向上推進事業支援金 (正社員化コース)

令和4年度  
拡充しました!



事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に支援金を支給します。

支給額 **10万円/人** (1事業者あたり最大5人まで)

さらに、対象労働者が就職氷河期世代(※裏面)に該当する場合、加算金が上乘せになります。

加算額 **10万円/人** 拡充

対象事業者 山形県内の中小企業等又は社会福祉法人

- 支給の要件
- 令和4年4月1日から令和4年11月30日の間に事業所内の非正規雇用労働者を正社員に転換
  - 正社員転換後3か月以上継続して雇用
  - 正社員転換後の賃金を転換前より引き上げている
  - 本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所

- 対象労働者
- 正社員に転換された**50歳未満**の女性非正規雇用労働者 拡充
  - 山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所がある
  - 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でない

裏面もご確認ください

※国の「業務改善助成金」との併給はできません



### (申請期限)

令和4年8月1日から令和4年11月30日までの転換 **令和5年3月6日(月) 必着**

★令和4年4月1日から令和4年7月31日までの転換に係る申請受付は終了しました。

★予算がなくなり次第終了となりますので、ご了承ください。

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業

検索

＜お問合せ先＞

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室

電話 023-630-2439

FAX 023-630-2376

(提出書類)

- \* 山形県賃金向上推進事業支援金（正社員化コース）支給申請書（様式第1号）
- \* 正社員転換前及び転換後の雇用契約書又はそれに準ずる書類の写し
- \* 正社員転換前1か月・転換後3か月分の出勤簿（タイムカード等）の写し
- \* 正社員転換前1か月・転換後3か月分の記載がある賃金台帳の写し
- \* 賃金増額確認書（正社員化コース）（様式第2号）
- \* 雇用保険適用事業所設置届又は労働保険概算・確定保険料申告書（直近）等の写し
- \* 誓約書（様式第3号）
- \* 通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できるページ）

(注意事項)

※就職氷河期世代とは、1993年（平成5年）から2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた又は中退した世代としており、令和4年4月1日時点の年齢で、以下の方が対象となります。

大学卒業者の場合	40歳から49歳
短期大学卒業者の場合	38歳から49歳
高校卒業者の場合	36歳から47歳
中学校卒業者の場合	33歳から44歳